

川島町立つばさ北小学校後援会会則

平成29年9月5日

(名称及び事務所)

第1条 本会は、川島町立つばさ北小学校後援会と称し、事務所を川島町立つばさ北小学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、つばさ北小学校の学校教育の推進に協力し施設・設備の充実と、児童の諸活動に援助を与え、その発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の目的に賛同し、会費を納入したものを会員とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置き任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 幹事

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は会務を審議執行する。
- (4) 監事は会計を監査する。
- (5) 幹事は会長の指示に従い、庶務会計を処理する。

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 役員は八ツ保及び小見野地区内の区長並びに学校職員とする。
- (2) 会長は前年度の代表区長から選出する。
- (3) 副会長は3名とし、うち1名は前年度の代表区長から選出し残り2名は当該年度の代表区長を充てる。
- (4) 理事は当該年度の区長を充てる。
- (5) 監事は2名とし、当該年度の区長から選出する。

(6) 幹事は2名とし、会長が学校職員の中から委嘱する。

(会議)

第7条 本会の会議は総会と理事会とし、会長は各会議の議長となる。

第8条 総会は毎年度の当初に定期総会を開催し、必要に応じ臨時総会を開催する。

2 総会は次の事項を決議する。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画

(3) 役員を選出承認

(4) 会則の変更

(5) その他重要事項

3 議決は出席者の過半数をもってする。但し、総会を開催することが出来ない場合は、理事会をもってこれに替えることができる。

第9条 理事会は、必要により会長が招集し、各種会議の原案作成、審議処理する。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費及び寄附金をもってこれに充てる。

第11条 会費は会員当たり1箇年500円とし、毎年度当初に納入する。

第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 前条に定めるものの他必要な事項については、別に細則で定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日より施行する。

## 川島町立つばさ北小学校後援会細則

平成29年9月5日

### (事業)

第1条 本会の事業内容は次のとおりとする。

- (1) 体育・文化・関係各種派遣費の補助
- (2) 学校の各種行事に対する補助
- (3) 施設・設備費の補助
- (4) 図書・教具等の購入補助
- (5) その他必要な事業

### (表彰)

第2条 次の該当するものは表彰することができる。

- (1) 本会に対し特に功労があったもの
- (2) 本会に対し特に協力されたもの

### (弔意)

第3条 本会が見舞または弔意を表す場合は、理事会において決定する。但し、緊急の場合は正・副会長が決定する。なお、対象者は役員本人とする。

### (改正)

第4条 本細則は理事会において改正することができる。

### 附 則

この細則は、平成30年4月1日より施行する。

(案)

別表(第4条関係)

役職	選出方法
会 長 ( 1名)	前年度の八ツ保及び小見野地区の代表区長の互選
副会長 ( 3名)	前年度の八ツ保及び小見野地区の代表区長の互選
	当該年度の八ツ保地区の代表区長
	当該年度の小見野地区の代表区長
監 事 ( 2名)	当該年度の八ツ保地区内の区長の互選
	当該年度の小見野地区内の区長の互選
幹 事 ( 2名)	教頭
	学校事務
理 事 (16名)	当該年度の八ツ保地区内の区長 ( 5名)
	当該年度の小見野地区内の区長 (11名)